

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|------|--|--------------------------------------|--|--|--|------------------------|
| 届書コード 04061 | | 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。 | | | | | | | | | | |
| 1 基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 | | | | 氏名 フリガナ ネンキン イチロウ 年金 一郎 | | | | 生年月日 5:昭和 7:平成 4 9 1 0 0 6 | | | | 性別 1:男 2:女 1 |
| 住 所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3 〒 1 1 1 - 1 1 1 1 | | | | | | | | | | 2 連絡先電話番号 (1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0) | | |
| 東京 | | 都道府県 | | 郡 | | 市区町村 | | □△ 1 - 2 - 3 | | | | |

掛金の引落しが一時的に停止されていますが、下記の理由により掛金の引落しの再開を依頼します。

3 <掛金引落し再開理由>

- (ア)～(カ)の該当項目に○印をご記入ください
- 複数の項目に該当する場合は、該当するすべての項目に○印をご記入ください

| | 一時停止となった理由 | 引落し再開理由 |
|-----|--|---|
| (ア) | 被保険者種別相違 | ・ 公的年金の被保険者種別と、個人型年金 (iDeCo) の被保険者種別の不一致が解消されたため |
| (イ) | 国民年金の付加保険料納付による限度額超過 ※ 第1号被保険者、任意加入被保険者の方 | ・ 付加保険料の納付を中止したため |
| (ウ) | 企業年金等の加入状況の不一致 ※ 第2号被保険者の方 | ・ 企業年金等の加入状況の不一致が解消したため ・ 過年度の第2号加入者届出書の未提出等による一時停止を解除するため |
| (エ) | 企業型確定拠出年金でマッチング拠出を実施 ※ 第2号被保険者の方 | ・ マッチング拠出を中止したため |
| (オ) | 企業型確定拠出年金で事業主掛金が年単位拠出 ※ 第2号被保険者の方 | ・ 年単位拠出から各月拠出に変更したため |
| (カ) | その他 | 引落し再開理由を以下に記入 [] |

1 基礎年金番号

- ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・ 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
- ・ 「00」から始まる番号は4基礎年金番号ではありません。

2 連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

3 掛金引落し再開理由

- ・ 引落し再開理由に該当する (ア)～(カ) に○印を付けてください。

<注意事項>

- 掛金の引落しの再開を希望される方で、既に制定されている帳票では手続きが出来ない方については本届書をご使用ください。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、該当する数字または項目に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 以下の資格喪失理由 (※) により、掛金の引落しが停止した方は、本届書では手続きできません。「加入者資格喪失届 (K-015号)」と「個人型年金加入申出書 (K-001号)」を受付金融機関に提出してください。
 - (※) 加入者の資格喪失理由
 - ①国民年金保険料の申請による免除 (一部免除、納付猶予を含む) を受けた期間があった
 - ②第1号被保険者で国内非居住者の期間があった
- 月別掛金を設定されている方は、引落しが停止されている期間の掛金額を引いた金額で、「加入者月別掛金額変更届 (K-030号)」を提出してください。被保険者種別で掛金の上限額が異なりますので、掛金額を記入する際は、該当する被保険者の種別ごとに設定された上限額を考慮し、金額を記入してください。
- 毎月10日 (休業日の場合は翌営業日) までに当社に書類が到着した場合は翌月から、11日以降に到着した場合は翌々月から、掛金の引落が再開されます。(ご提出いただいた書類に記入もれや記入誤りがあった場合は引落の再開が遅れることがあります。)
- 11日以降に当社に到着した場合でも、国民年金基金連合会の処理状況によって、掛金の引落再開が受付月の翌月になる可能性がありますので、予めご了承ください。
- 掛金の引落しが1年以上停止している場合は、「加入者引落機関変更届 (K-006)」および「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (K-007A)」と合わせてご提出ください。